

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

| | |
|--|--|
| <p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の区域変更 ・道路の供用開始 | <p>所管課（室）名</p> <p>道 路 維 持 課</p> <p style="text-align: center;">//</p> |
| <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 ・県営土地改良事業計画の決定（2件） ・測量の実施 ・測量の終了 | <p>漁 業 振 興 課</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>建 設 企 画 課</p> <p style="text-align: center;">//</p> |
| <p>◎ 長崎県病院企業団条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | <p>長崎県病院企業団</p> <p style="text-align: center;">//</p> |

告 示

長崎県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 令和7年2月4日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
 路 線 名 西彼太田和港線
 道路の区域

| 区 間 | 区域変更 前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|--------------|-----------------|---------------|-----|
| 西海市西海町川内郷字濱1126番1地先から 西海市西海町川内郷字濱1126番2地先まで | 前 | 8.8~10.5 | 28.1 | |
| | 後 | 13.4~20.2 | 28.1 | |

長崎県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 令和7年2月4日

長崎県知事 大石 賢吾

| 道路の種類及び路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
|------------------|--|----------|
| 主要地方道 西彼太田和港線 | 西海市西海町川内郷字濱1100番2地先から 西海市西海町川内郷字濱1126番2地先まで | 令和7年2月4日 |

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和7年2月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷1328番地5
古木 富男
長崎県南松浦郡新上五島町道土井郷307番地
川淵 義満
- (2) 加入区
上五島町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
上五島町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県南松浦郡新上五島町青方郷2273番地
上五島町漁業協同組合

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）沖ノ尾地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年2月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）
土地改良事業計画書 沖ノ尾地区
- 2 縦覧期間
令和7年2月4日から令和7年2月24日まで

3 縦覧場所

平 日：南島原市役所農林水産部農村整備課（有家庁舎）
南島原市役所口之津支所
土日祝日：南島原市役所有家庁舎宿直室
南島原市役所口之津支所宿直室

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）大久保地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年2月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）
土地改良事業計画書 大久保地区

2 縦覧期間

令和7年2月4日から令和7年2月24日まで

3 縦覧場所

平 日：雲仙市役所 本庁舎 農漁村整備課
雲仙市役所 国見総合支所 地域振興課
土日祝日：雲仙市役所 本庁舎 当直室
雲仙市役所 国見総合支所 当直室

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島振興局上五島支所長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年2月4日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

| 地 域 | 期 間 |
|-----------|----------------------------|
| 新上五島町 間伏郷 | 令和7年1月31日から 令和7年3月25日まで |

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、対馬振興局長から公共測量（基準点測量、地形測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年2月4日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

| 地 域 | 終 了 日 |
|-----|-------|
| | |

対馬市 上県町 佐須奈

令和7年1月17日

長崎県病院企業団条例

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月4日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

長崎県病院企業団条例第1号

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | | |
|---------------------|-------------|---|--------------|--------------------|----------------|---------------------|-------------|--|--------------|--------------------|----------------|
| 別表第1（第3条関係） | | | | | | 別表第1（第3条関係） | | | | | |
| 第1欄 (名称) | 第2欄 (位置) | 第3欄 (診療科目) | 第4欄 (病床数) | 第5欄 (病院に併設する施設) | 第6欄 (附属診療所) | 第1欄 (名称) | 第2欄 (位置) | 第3欄 (診療科目) | 第4欄 (病床数) | 第5欄 (病院に併設する施設) | 第6欄 (附属診療所) |
| 長崎県 精神医療 センター | 略 | | | | | 長崎県 精神医療 センター | 略 | | | | |
| 長崎県 島原病院 | 島原市 | 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、 <u>病理診断科</u> 、 <u>臨床検査科</u> 、 <u>麻酔科</u> | 207床 | | | 長崎県 島原病院 | 島原市 | 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、 <u>病理診断科</u> 、 <u>麻酔科</u> | 254床 | | |
| 長崎県 五島中央 病院 | 略 | | | | | 長崎県 五島中央 病院 | 略 | | | | |
| 長崎県 富江病院 | 略 | | | | | 長崎県 富江病院 | 略 | | | | |
| 長崎県 上五島病 院 | 略 | | | | | 長崎県 上五島病 院 | 略 | | | | |

| | | | |
|------------------|---|------------------|---|
| 長崎県 対馬病院 | 略 | 長崎県 対馬病院 | 略 |
| 長崎県 上対馬病 院 | 略 | 長崎県 上対馬病 院 | 略 |
| 長崎県 壱岐病院 | 略 | 長崎県 壱岐病院 | 略 |

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年2月4日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

長崎県病院企業団条例第2号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(長崎県病院企業団個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 長崎県病院企業団個人情報保護に関する法律施行条例(令和5年長崎県病院企業団条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(罰則)</p> <p>第16条 第7条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則</p> <p>第6条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以降に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第7条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する公文書(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、前条に規定するものを除く。)を施行日以降に提供したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第8条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報を施行日以降に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第9条 附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> | <p>(罰則)</p> <p>第16条 第7条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則</p> <p>第6条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以降に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第7条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する公文書(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含み、前条に規定するものを除く。)を施行日以降に提供したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第8条 附則第2条第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報を施行日以降に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第9条 附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> |

(長崎県病院企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県病院企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成21年長崎県病院企業団条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(失職の例外)</p> <p>第5条 企業長は、公務遂行中の過失による事故により、<u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p> | <p>(失職の例外)</p> <p>第5条 企業長は、公務遂行中の過失による事故により、<u>禁こ以上の刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状によりその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p> |

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

(長崎県病院企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第3条 長崎県病院企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年長崎県病院企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(罰則)</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> | <p>(罰則)</p> <p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> |

電話代表
直通
(八二四)二二二四

(罰則の適用等に関する経過措置)

第4条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第5条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮、無期禁こ、無期禁固又は無期懲役に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮、有期禁こ、有期禁固又は有期懲役に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
リン
弥ト